

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免



▼対象

次のいずれかに該当する人

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人
- 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の令和4年中の収入が減少した世帯の人(事業収入などのいずれかの減少額が、令和3年の該当事業収入などの額の10分の3以上の人)

▼対象となる保険税(料)

令和4年4月1日～令和5年3月31日に納期限が到来する保険税(料)

※特別徴収されているものも含まれます。

▼申請期限

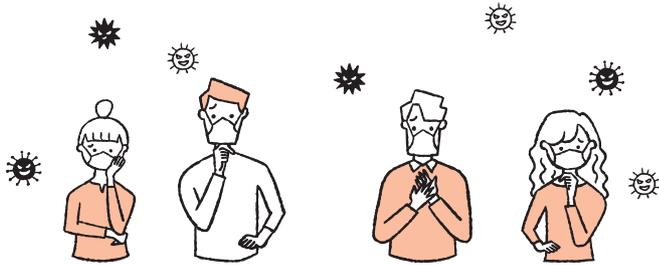
令和5年5月31日※

※申請要件などはホームページを確認してください。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で提出書類が異なります。申請書は保険室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

※保険料の減免申請期限と新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の申請期限は異なります。傷病手当金については、町ホームページを確認するかお問合せください。

▼申請・問い合わせ先
住民課 保険室
☎ 26・2249(直通)



事前に県の認定が必要です

「ストップコロナ!対策認定店」応援給付金



安全安心な生活環境の実現と地域経済の活性化を図るため、群馬県「ストップコロナ!対策認定制度」における認定店として感染症対策に取り組む事業者に給付金を交付しています。

▼対象
次の全てに該当する事業者
● 申請日時点において、町内に店舗を有し、かつ事業を行っていること
● 県認定制度により令和6年3月31日までの認定を受け、給付金受領後も感染防止対策を実施し事業活動を継続する意思があること
● 町税の滞納がないこと
● 暴力団または暴力団員などでないこと若しくは当該暴力団員と密接な関係を有しないこと

● 風俗営業などの規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないこと
● 法令および公序良俗に反していないこと

▼給付金額 1店舗につき10万円(1回限り)

▼申請期限

令和5年2月28日※

※申請期限までに県の認定を受け、かつ、給付金の申請手続きを完了することが必要です。なお、県の認定には約2カ月間かかります。お早めに申請してください。

▼申請方法

申請書に必要な書類を添付し、提出してください。申請書は、産業振興室窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードできます。

※申請にはその他条件があります。事前に町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼申請・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎ 26・2280(直通)

教育委員会定例会の傍聴

- 日時 令和5年1月25日(※)9:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285 (直通)

申請期間延長・要件の緩和

新ぐんまチャレンジ支援金

県では、コロナ禍に加え、原油価格・物価高騰により業況が厳しい県内中小事業者などを対象に、ウイズコロナに向けた新事業展開などの前向きな取り組みを後押しするため、支援金を支給しています。

▼対象

次の①・②ともに該当する県内に本店または主たる事業所を置く中小企業および個人事業主

①令和4年4月以降の連続する2カ月の原材料費、燃料費などの経費が、令和元年～3年比で10%以上増加していること

※従来あった「売上10%以上減少」の要件は廃止

②次に挙げるような前向きな取り組みを実施していること

▼前向きな取り組み

●原油価格・物価高騰を踏まえた取り組み(省エネ対応機器などの導入、製造方法や販売方法などの効率化、その他経費削減の取り組み)

●新規性のある取り組み(新たな商品・サービスの開発・製

造、製造方法や販売方法などの効率化、その他売上増加の取り組み)

●感染拡大防止に向けて行う

取り組み(各業界団体策定のガイドラインなどに明記されていること、その他感染防止対策の取り組み)

▼支給額

●法人

上限40万円(下限20万円)

●個人

上限20万円(下限10万円)

※1事業者当たり上限額以内の実費相当額を支給(1,000円未満切り捨て)

※1事業者1回のみ

▼申請期限(延長されました)

令和5年1月31日(※)

※申請期間中であっても受け付けを終了する場合があります。その際は、県ホームページで事前に告知します。

※締め切りまでに取り組みの実施や支払いを含め、全ての手続きが完了している必要があります。



▼申請方法

申請書に必要書類を添付し、郵送またはオンラインで提出してください。申請要領などは、行政県税事務所、市町村、商工会議所、商工会などの窓口で受け取るか県ホームページからダウンロードできます。

※申請にはその他要件および特例があります。事前に県ホームページで確認するか、お問い合わせください。



▲新ぐんまチャレンジ支援金についてはこちら(県ホームページ)

▼問い合わせ先

新ぐんまチャレンジ支援金
コールセンター

☎0120・977・289

(午前9時～午後5時) ☎・☎・
(含む)

産業観光課 産業振興室
☎26・2280 (直通)



町 LINE公式アカウント運用開始

町に関するさまざまな情報を広くお伝えします。ぜひ「友だち登録」してご活用ください。

友だち追加方法

右記の二次元バーコードを読み取るか、LINEのホーム画面から「吉岡町」と入力して検索してください。

▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241 (直通)



@yoshioka_town